

裁 決 書

審査請求人
[REDACTED]

審査請求人代理人
[REDACTED]

処分庁
横浜市[REDACTED]福祉保健センター長

平成30年6月22日付けて[REDACTED](審査請求人代理人[REDACTED])から提起された審査請求(平成30年度(審)第38号)について、次のとおり裁決します。

1 主 文

横浜市[REDACTED]福祉保健センター長が請求人に対して行った、平成30年3月30日付け生活保護費用返還金決定処分は取り消す。

2 事案の概要

(1) 事案の概要

審理員意見書の別紙1「2(1) 事案の概要」に記載のとおり。

(2) 本件に係る法令等の規定

審理員意見書の別紙2に記載のとおり。

(3) 前提事実

当事者間に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実は、以下のとおりである。

ア 請求人は、平成28年7月27日から同年9月30日まで、処分庁により法に基づく保護を実施されていた者である。

イ 処分庁は、法第19条第4項及び委任規則第1項第15号の規定により、保護の実施機関である横浜市長から、法第63条の規定による費用の返還に関する事務の委任を受けた者である。

ウ 平成28年7月27日、処分庁は、A病院から電話があり、請求人は、平成28年7月21日に救急搬送され、脳出血のためそのまま入院となつたこと、搬送直後は少し会話ができるが、その後会話不能となり、現在も目は開くが意思疎通は困難であること、所持金は8,000円程度であること、

会社に勤務していること、キャッシュカードを所持していることを聽取した。

エ 平成 28 年 8 月 5 日、処分庁は、A 病院を訪問し、看護師及び医療ソーシャルワーカー立会いの下、請求人と面接を行った。

処分庁から、請求人に対し、A 病院からの通報（上記ウ）の経過を伝え、保護申請の意思があるかどうか確認したところ、請求人が頷いたため、処分庁は、申請の意思があると判断した。

オ 平成 28 年 8 月 9 日、処分庁担当ケースワーカーは、同庁の調査担当者に対し、請求人の資産調査のため、金融機関への調査を依頼した。

カ 平成 28 年 8 月 16 日付けで、処分庁は、請求人に対し、同年 7 月 27 日を実施年月日として、傷病により最低生活維持困難であるとして、保護開始決定処分を行った。

キ 平成 28 年 8 月 18 日、処分庁は、金融機関への調査文書を発出した。

ク 平成 28 年 8 月 19 日、処分庁は、請求人の勤め先であった B 社から、同月 16 日付けの法第 29 条の規定に基づく調査に対する回答書面を收受し、併せて、同月 22 日、B 社から電話で聞き取りを行った結果は、次のとおりであった。

(ア) 雇用期間 平成 28 年 6 月 13 日から平成 28 年 8 月 12 日

(イ) 給与締切・支給日 每月末日締め、翌月 20 日払い

(ウ) 控除後の支給額 7 月分給与 101,370 円、8 月分給与 56,051 円

(エ) 8 月給与は、8 月 19 日に A 病院にいる請求人に届けた。

ケ 平成 28 年 8 月 22 日、処分庁は、請求人の兄から、同日付けの扶養に関する届出書の提出を受け、併せて聞き取りを行ったところ、次のとおりであった。

(ア) 処分庁からの手紙を読んで来所した。

(イ) 請求人の兄は、九州で単身生活をしており、定年間近で貯蓄もなく、請求人に対する金銭的な援助は困難である。

(ウ) 請求人とは 32 年間連絡を取っておらず、祖母や母親の死亡の知らせをしても連絡がつかなかった。請求人の兄から手紙を送ることはあったが、請求人からの反応はなかった。

(エ) 請求人の兄は、請求人の自宅の鍵を持っていない。

(オ) 請求人の兄は、平成 28 年 8 月 21 日に病院で、医師から請求人の病状を聞き、請求人と面会したが、細かい会話や請求人に字を書いてもらうことはできなかった。

(カ) 請求人が今後介護施設に入所をするとしたら、請求人の兄がすぐに引き取ることは困難であるため、横浜近辺の施設に入所させてほしい。入所の際に必要な手続には協力する。

コ 平成 28 年 8 月 29 日、処分庁は、請求人の姉から、同月 25 日付けの扶養に関する届出書を受理し、併せて電話により聞き取りを行ったところ、次のとおりであった。

(ア) 年 2 回のボーナス時の仕送りは可能であるが、自分自身の生活で精いっぱいの為、定期的な仕送りは困難である。

- (イ) 処分庁との窓口は請求人の兄にしてほしい。
- (ウ) 請求人は、20年ほど前に、請求人の父の葬式以来会っておらず、請求人とは連絡がつきにくく、これまでの生活について詳細は知らない。ただし、仕事をしてお金が貯まるとイギリスやインドの田舎に行ってボランティア活動などをしていた様子である。
- また、同月29日、処分庁の郵便物の受付をする担当は、法第29条調査の規定に基づく調査に対するD銀行及びE銀行からの回答書面を受け取った。
- サ 平成28年9月6日、請求人は、介護療養病床の施設もあるC病院に転院した。
- シ 平成28年9月16日、処分庁担当ケースワーカーは、法第29条調査の規定に基づく調査に対するD銀行及びE銀行からの回答書面を受け取った。当該回答書面により、D銀行の定期預金が6,007,000円、E銀行の定期預金が5,480,174円、普通預金が446円、合計11,487,620円（以下「本件預貯金額」という。）あることを確認した。
- ス 同日、処分庁は、請求人の兄に対し、シの内容を電話で報告し、併せて、生活保護開始時から廃止決定までの生活費、医療費、介護費について、法第63条に基づく返還を求めることになること、現在も保護が継続中であり、請求人の了解のもと定期預金の解約の手続を依頼すること等を含む内容の手紙を送付した。
- セ 平成28年9月28日、処分庁は、請求人の兄から、D銀行等の定期預金解約について動いてはいるが、請求人本人が同行する必要があり、請求人の意思確認、通帳及び届出印がないことで手続が困難となっており、ひとまず、請求人の外出許可が出るか病院に問い合わせ中であるとの報告を受けた。
- ソ 平成28年10月18日、処分庁は、C病院から、請求人の兄が請求人の定期預金を解約して請求人の兄の口座に移したことから、10月分以降のC病院の費用の引き落としを請求人の兄の口座からとした旨の報告を受けた。
- タ 平成28年10月19日、処分庁は、請求人の兄から、昨日、請求人の定期預金を部分解約し、当面必要な医療費を請求人の兄の口座に入金してB病院の医療費の支払に充てること、残額は請求人の口座に残したままであるが、今後必要に応じて引き落とすことは可能である旨の報告を受けた。
- チ 平成28年10月21日付けで、処分庁は、請求人に対し、同月1日を実施年月日として、預貯金による最低生活維持が可能であるとして、保護廃止決定処分を行った。
- ツ 平成29年3月16日付けで、処分庁は、請求人に対し、次のとおり法第63条に基づく生活保護費用返還金決定処分を行った。
- 決定理由 保護開始時に預貯金があったため
- 法第63条適用期間 平成28年7月27日から平成28年9月30日まで
- 支弁額 1,729,384円

- 未認定の収入充当額 11,487,620円
返還額 1,729,384円
- テ 平成29年9月6日、処分庁は、A病院から、上記ツの決定処分に際し発行した医療費請求額証明書に誤りがあることが判明したとの連絡を受けた。
- ト 平成30年3月30日付けで、処分庁は、請求人に対し、上記ツの処分を次のとおり更正する処分（本件処分）を行った。
決定理由 保護開始時に預貯金があったため
法第63条適用期間 平成28年7月27日から平成28年9月30日まで
支弁額 1,373,084円
未認定の収入充当額 11,487,620円
当初決定額 1,729,384円
更正決定額 1,373,084円
- ナ 平成30年6月22日付けで、請求人は、神奈川県知事に対し、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。
- ニ 処分庁が、請求人に支給した平成28年7月27日から平成28年9月30日までの支給済保護費は、合計1,373,084円である。
- ヌ 医療機関からの通報を受けて、患者の生活保護開始の検討は、通常、次の経過で行われる。
- (ア) 申請書等の提出
通報後、担当ケースワーカーが医療機関を訪問し、患者と面接を行い、生活保護申請の意思を確認し、申請書等の提出をしてもらう。意思疎通が困難な場合は、職権で保護を開始する。
- (イ) 調査の実施
世帯の状況、生活歴、住居の状況、収入の状況、預貯金の状況、他の状況、医療の状況、扶養義務者の状況等を調査する。
資産については「資産申告書」で、預貯金等の申告と通常等の挙証資料を提示してもらう。さらに、申告のあった金融機関だけではなく、区内に存在する主な金融機関などの調査を実施する。資産申告で口座番号等が判明している金融機関については、その支店に直接照会し、口座所有の有無が不明な金融機関については、本店等一括照会を実施する。患者が所有している口座の支店や口座番号が判明した後、当該支店にて再度調査を実施する。
- 扶養義務者の調査については、患者からの聞き取りや戸籍謄本・附票から扶養義務者の存否や住所を調査し、判明した扶養義務者に対して、扶養の可否等の調査を行う。
- (ウ) 要否判定・程度の決定
「生活保護法による保護の基準」等により算定される「最低生活費」とヌ(イ)の調査で算出した「収入充当額」に基づき、保護の要否や程度を決定する。
- ネ 平成28年7月27日のケース記録に記載されている「キャッシュカード持参」の「キャッシュカード」は、ゆうちょ銀行のものである。当該キャッシュカードに係る口座への調査については、同年8月18日に調査書を発行し、同月29日に回答を受け付けた。
- ノ ゆうちょ銀行及び群馬銀行への調査に至った経緯について、ゆうちょ

祭し
を受
け分
けで
本処
三9
行意
他 証
で会を
、附し
要

銀行は上記ネの回答のとおり、口座の所有が判明していたため、群馬銀行は上記又（イ）の回答のとおり、処分庁管轄内に存在する金融機関であったため。

ハ ゆうちょ銀行及び群馬銀行からの回答書面を、処分庁の郵便物の受付をする担当が受け付けたのは平成28年8月29日だが、その後、郵便物の仕分け作業、調査担当者によるシステムへの回答内容の登録を経たため、担当ケースワーカーが回答を受け取り、審査請求人に定期預金があることを認識したのは、同年9月16日である。

ヒ 弁明書に記載した「8月9日に金融機関に調査をした」の8月9日とは、担当ケースワーカーから調査担当者に対し調査を依頼した日付である。

フ 本件で調査が完了するのを待たずに、生活保護を開始したのは、生活保護申請時の手持金が9,000円弱しかなく、ゆうちょ銀行の口座を所有していることは判明していたが、残額が不明かつ口座からの引出しが困難な状況であり、当面の医療費等の支払いが困難であることが明白であったため。生活保護法上、生活保護申請のあった日から14日以内（8月19日）（特別な理由がある場合は30日以内（9月4日））に通知をしなければならず、必ずしも調査が全て完了してから保護開始決定ができるとは限らない。

ヘ 本件での扶養義務者の特定は、審査請求人の本籍地の自治体に戸籍謄本・附票を取り寄せて特定した。

3 審理関係人の主張の要旨

審理員意見書の別紙1「3 審理関係人の主張の要旨」に記載のとおり。

4 理由

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（法第63条）。本件は、請求人について、保護開始決定がなされた後、請求人に資力があることが判明したため、本件処分が行われたものである。法第63条の返還請求の法律上の要件は、「資力があるにもかかわらず保護を受けた」ことであり、仮に、処分庁が誤って保護を実施した場合であっても、その保護金品に相当する金額の範囲内において返還を求めるることを認める規定である。

しかし、法第63条の規定による費用返還決定の処分は、その前に有効な生活保護開始決定がなされていることが前提となるところ、当該生活保護開始決定に重大な瑕疵があり無効なものであるときは、法第63条の規定による費用返還決定の処分は、取り消されるべきものとなる。そして、行政処分を無効というためには、本件のような生活保護開始決定の場合、その決定の法的安定性やその存在を信頼する第三者の保護を考慮する必要がないことを考えると、当該決定の内容上の過誤が、保護開始の要件の根幹のそれであって、重大な法規違反であれば足りるというべきである。

請求人は、審理員意見書の別紙1の3(1)工のとおり、生活保護開始決定についての不服を主張しており、以下では、生活保護開始決定前後の事情を検討し、生活保護開始決定は無効なものでなかったかを検討する。

す、
す、
ま
会
康
の
な
（
（
險
者
を
い
以
の
判
査
を
し
る
そ
決
定
が
無
べ
き

(3)

今

(1) 医療機関からの通報を受けた後、生活保護申請があった場合の取扱いについて

ア 保護の実施機関は、生活保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請のあった日から14日以内（その他特別な理由がある場合は30日以内）に書面をもって通知しなければならない（法第24条第3項及び第5項）。

イ 本件のような医療機関からの通報を受けた後、生活保護申請があった場合の取扱いについて、法令及び各種通知に特段の定めはない。この点、処分庁によれば、上記2(3)のとおりであり、このような処分庁の取扱い、特に資力の調査の方法については、可能な限り網羅的に要保護者の資力の有無を確認すべく行っているものと認められ、保護の補足性の原理（法第4条）に照らして、特段の不合理な点は認められない。

ウ 以上の処分庁の取扱いを確認した上で、以下、具体的に本件におけるA病院からの通報を受けた以降の処分庁の対応を検討する。

(2) 本件におけるA病院からの通報を受けた以降の処分庁の対応について

A病院からの通報以降の事実は、上記2(3)「前提事実」のウからスのとおりあるが、これらの事実に鑑みると、次のとおり指摘できる。

ア A病院から処分庁への通報時、請求人は会社に勤めていることが判明しており、その時点で、就労することができず、生活に困窮して生活保護申請がなされる場合と異なり、一般に、請求人に現金、預金等の資力があることが推測されたこと。

イ A病院からの通報時、請求人がキャッシュカードを所持していることが判明していることから、その時点で、まず、当該キャッシュカードに係る金融機関（D銀行）を調査することができたこと（上記アのとおり、一般に、請求人には現金、預金等の資力があることが推測されたことから、当該キャッシュカードに係る金融機関を先に調査することに合理性が認められる。）。

ウ しかるに、処分庁は、D銀行への調査は、処分庁管轄区内の金融機関に対して行う一斉調査と同時にを行い、しかも8月9日に担当ケースワーカーが調査担当者に金融機関への調査を依頼してから、同月18日に実際に金融機関に調査文書が発出されるまでに、9日を要している。生活保護法上、その他特別な理由がない限り、生活保護申請から14日以内に決定する必要があることに照らすと、客観的に見て、調査開始までの日数がかかりすぎていると言えること。

エ 金融機関からの回答書面が、平成28年8月29日に処分庁の郵便物の受付をする担当に届いてから、同年9月16日に担当ケースワーカーに渡るまでに18日を要している。この点について、処分庁は、①処分庁に届いた郵便物の仕分け作業、②同庁の調査担当者による回答内容のシステム登録作業を経ていたとしている。しかし、これらを考慮しても、担当ケースワーカーに届くまで時間を要したことに対する合理的な説明がつくとは言えないこと。

生活保護の補足性の原理（法第4条）に照らして、要保護者の資力の有無は、生活保護を開始するかどうかを決定づける重要な要件であるところ、以上に鑑みると、請求人に対する処分庁の生活保護開始決定は、決定までに尽くすべき資力調査を尽くしておらず、また、資力調査が完了しないで保護を決定することが一般的にはあるにしても、本件では処分庁が取り得る対応をしておら

に
要
の他
うな
場
取者
の
る

と
し申
る
が
る般
当ら
に一
融、要
付で便
業力。
上すすら

ず、むしろ事務処理が著しく遅滞したことにより、資力があるにもかかわらず、本来であれば不必要的保護が実施されたものであると評価できる。

まして、請求人に対して誤って生活保護を開始したことにより、請求人は、会社に勤めていたときに加入していた医療保険の適用がなくなった後、国民健康保険に加入する機会が奪われ、①国民健康保険に加入していれば支払う必要のない分も含めた医療費10割の返還を求められ、②40歳以上65歳未満の医療保険（国民健康保険も含む）加入者を要件とする介護保険制度上の第2号被保険者（介護保険法第9条第2号）になる機会を逸したことで、介護費も10割の返還を求められることとなり、かかる事態は請求人に何ら責めに帰すべき事由がないことからしても、著しく不当である。

以上のとおり、請求人に対して行われた生活保護開始決定は、生活保護開始の判断に当たって重要な要件である資力があるにもかかわらず、必要な資力調査を尽くさず、また、処分庁が取り得る対応をしておらず、むしろ事務処理が著しく遅滞したことにより行われたものであり、重大な瑕疵があり無効と言わざるを得ない。

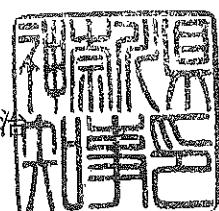
そして、法第63条の規定による費用返還決定の処分は、有効な生活保護開始決定がなされたことを前提に行われるものであることから、生活保護開始決定が無効である以上、本件処分を維持する理由はなく、本件処分は取り消されるべきである。

（3）結論

以上のとおり、本件処分の取消しを求める本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により取り消す。

令和元年7月26日

神奈川県知事 黒岩 祐治



審理員意見書

平成 30 年 10 月 30 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県審理員 虎頭 俊之 

神奈川県審理員 小林 文子 

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 42 条第 2 項の規定に基づき、審査請求人 []
（審査請求人代理人 []）が平成 30 年 6 月 22 日付けで提起した処分庁
横浜市 福祉保健センター長による生活保護費用返還金決定処分についての審査請求（平
成 30 年度（審）第 38 号）の裁決に関する意見を別紙のとおり提出する。

別紙 1 において、個人名等を次のとおり呼称する。

- 1 審査請求人 [] を「請求人」という。
- 2 処分庁 横浜市 福祉保健センター長を「処分庁」という。
- 3 横浜市所在の [] 病院を「A 病院」という。
- 4 [] 株式会社を「B 社」という。
- 5 [] 市所在の [] 病院を「C 病院」という。
- 6 株式会社 [] 銀行を「D 銀行」という
- 7 株式会社 [] 銀行を「E 銀行」という。



別紙 1

1 結論・

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 事案の概要

(1) 事案の概要

本件審査請求は、処分庁が、平成 30 年 3 月 30 日付けで行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条に基づく生活保護費用返還金決定処分（以下「本件処分」という。）に対し、請求人がその取消しを求めて審査請求を行ったものである。

(2) 本件に係る法令等の規定

別紙 2 のとおり。

(3) 前提事実

当事者間に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実は、以下のとおりである。

ア 請求人は、平成 28 年 7 月 27 日から同年 9 月 30 日まで、処分庁により法に基づく保護を実施されていた者である。

イ 処分庁は、法第 19 条第 4 項及び委任規則第 1 項第 15 号の規定により、保護の実施機関である横浜市長から、法第 63 条の規定による費用の返還に関する事務の委任を受けた者である。

ウ 平成 28 年 7 月 27 日、処分庁は、A 病院から電話があり、請求人が、平成 28 年 7 月 21 日に救急搬送され、脳出血のためそのまま入院となつたこと、請求人は、搬送直後は少し会話ができるが、その後会話不能となり、現在も目は開くが意思疎通は困難であること、請求人の所持金は 8,000 円程度であることとの連絡を受けた。

エ 平成 28 年 8 月 5 日、処分庁は、A 病院を訪問し、看護師及び医療ソーシャルワーカー立会いの下、請求人と面接を行つた。

処分庁から、請求人に対し、A 病院からの通報（上記ウ）の経過を伝え、保護申請の意思があるかどうか確認したところ、請求人が頷いたため、処分庁は、申請の意思があると判断した。

オ 平成 28 年 8 月 16 日付けで、処分庁は、請求人に対し、同年 7 月 27 日を実施年月日として、傷病により最低生活維持困難であるとして、保護開始決定処分を行つた。

カ 平成 28 年 8 月 19 日、処分庁は、請求人の勤め先であった B 社から、同月 16 日付けの法第 29 条の規定に基づく調査に対する回答書面を收受し、併せて、同月 22 日、B 社から電話で聞き取りを行つた結果は、次のとおりであった。

- (ア) 雇用期間 平成 28 年 6 月 13 日から平成 28 年 8 月 12 日
 (イ) 給与締切・支給日 毎月末日締め、翌月 20 日払い
 (ウ) 控除後の支給額 7 月分給与 101,370 円、8 月分給与 56,051 円
 (エ) 8 月給与は、8 月 19 日に A 病院にいる請求人に届けた。
- キ 平成 28 年 8 月 22 日、処分庁は、請求人の兄から、同日付けの扶養に関する届出書の提出を受け、併せて聞き取りを行ったところ、次のとおりであった。
- (ア) 処分庁からの手紙を読んで来所した。
 (イ) 請求人の兄は、九州で単身生活をしており、定年間近で貯蓄もなく、請求人に対する金銭的な援助は困難である。
 (ウ) 請求人とは 32 年間連絡を取っておらず、祖母や母親の死亡の知らせをしても連絡がつかなかった。請求人の兄から手紙を送ることはあったが、請求人からの反応はなかった。
 (エ) 請求人の兄は、請求人の自宅の鍵を持っていない。
 (オ) 請求人の兄は、平成 28 年 8 月 21 日に病院で、医師から請求人の病状を聞き、請求人と面会したが、細かい会話や請求人に字を書いてもらうことはできなかつた。
 (カ) 請求人が今後介護施設に入所をするとしたら、請求人の兄がすぐに引き取ることは困難であるため、横浜近辺の施設に入所させてほしい。入所の際に必要な手続きには協力する。
- ク 平成 28 年 8 月 29 日、処分庁は、請求人の姉から、同月 25 日付けの扶養に関する届出書を受理し、併せて電話により聞き取りを行ったところ、次のとおりであった。
- (ア) 年 2 回のボーナス時の仕送りは可能であるが、自分自身の生活で精いっぱいの為、定期的な仕送りは困難である。
 (イ) 処分庁との窓口は請求人の兄にしてほしい。
 (ウ) 請求人は、20 年ほど前に、請求人の父の葬式以来会っておらず、請求人とは連絡がつきにくく、これまでの生活について詳細は知らない。ただし、仕事をしてお金が貯まるとイギリスやインドの田舎に行ってボランティア活動などしていた様子である。
- ケ 平成 28 年 9 月 6 日、請求人は、介護療養病床の施設もある C 病院に転院した。
- コ 平成 28 年 9 月 16 日、処分庁は、法第 29 条調査の規定に基づく調査に対する回答書面により、D 銀行の定額貯金が 6,007,000 円、E 銀行の定期預金が 5,480,174 円普通預金が 446 円、合計 11,487,620 円（以下「本件預貯金額」という。）あることを確認した。
- サ 同日、処分庁は、請求人の兄に対し、コの内容を電話で報告し、併せて、生活保護開始時から廃止決定までの生活費、医療費、介護費について、法第 63 条に基づく返還を求めることになること、現在も保護が継続中であり、請求人の了解のもと定期預金の解約の手続を依頼すること等を含む内容の手紙を送付した。

シ 平成 28 年 9 月 28 日、処分庁は、請求人の兄から、D銀行等の定期預金解約について動いてはいるが、請求人本人が同行する必要があり、請求人の意思確認、通帳及び届出印がないことで手続が困難となっており、ひとまず、請求人の外出許可が出るか病院に問い合わせ中であるとの報告をうけた。

ス 平成 28 年 10 月 18 日、処分庁は、C病院から、請求人の兄が請求人の定期預金を解約して請求人の兄の口座に移したことから、10 月分以降のC病院の費用の引き落としを請求人の兄の口座からとした旨の報告を受けた。

セ 平成 28 年 10 月 19 日、処分庁は、請求人の兄から、昨日、請求人の定期預金を部分解約し、当面必要な医療費を請求人の兄の口座に入金してB病院の医療費の支払に充てること、残額は請求人の口座に残したままであるが、今後必要に応じて引き落とすことは可能である旨の報告を受けた。

ソ 平成 28 年 10 月 21 日付けで、処分庁は、請求人に対し、同月 1 日を実施年月日として、預貯金による最低生活維持が可能であるとして、保護廃止決定処分を行った。

タ 平成 29 年 3 月 16 日付けで、処分庁は、請求人に対し、次のとおり法第 63 条に基づく生活保護費用返還金決定処分を行った。

決定理由 保護開始時に預貯金があったため

法第 63 条適用期間 平成 28 年 7 月 27 日から平成 28 年 9 月 30 日まで

支弁額 1,729,384 円

未認定の収入充当額 11,487,620 円

返還額 1,729,384 円

チ 平成 29 年 9 月 6 日、処分庁は、A病院から、上記タの決定処分に際し発行した医療費請求額証明書に誤りがあることが判明したとの連絡を受けた。

ツ 平成 30 年 3 月 30 日付けで、処分庁は、請求人に対し、上記カの処分を次のとおり更正する処分(本件処分)を行った。

決定理由 保護開始時に預貯金があったため

法第 63 条適用期間 平成 28 年 7 月 27 日から平成 28 年 9 月 30 日まで

支弁額 1,373,084 円

未認定の収入充当額 11,487,620 円

当初決定額 1,729,384 円

更正決定額 1,373,084 円

テ 平成 30 年 6 月 22 日付けで、請求人は、神奈川県知事に対し、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

ト 処分庁が、請求人に支給した平成 28 年 7 月 27 日から平成 28 年 9 月 30 までの支給済保護費は、合計 1,373,084 円である。

3. 審理関係人の主張の要旨

(1) 請求人の主張の要旨

次の理由により、本件処分を取り消すとの裁決を求める。

- ア 生活保護受給決定通知後、1週間程後に処分庁から請求人の兄に電話があり、処分庁の調査によれば請求人には預貯金があり、保護を打ち切る旨の内容であった。預貯金が判明した時点において、生活保護を打ち切り国民健康保険に加入したとするならば、本件処分のような金額になることは考えられない。
- イ また、処分庁から請求人の預貯金を解約したことが証明された時点において保護を打ち切ることが可能である旨の説明を受けた。ただし、請求人本人は脳出血を患い入院中で、主治医から外出許可を得られる状態ではなかった。したがって、請求人が自力で金融機関に出向き預貯金を解約することは不可能な状態にあった。
- ウ 本件処分の返還金額においても、当初は120万円、その後は170万円、120万円最終的に本件処分の金額となり、二転三転している。170万円の時点では督促状も届いたが、その後に担当者から計算にミスがあったとの連絡があり、支払いは一時中止して最終決定後にお願いしたいとの内容であった。
- エ なお、生活保護申請は、請求人本人の意思とは無関係のところで進められていた。弁明書に、生活保護申請の意思確認をしたとあるが言葉を発することができない状態であったがうなづいたとあるが、そのような記憶はない。
- また、意思確認時において、生活保護支給決定の前に預貯金の有無を確認すべきである。
- オ 請求人の生活保護受給時、請求人の兄は九州に在住であったため、頻繁に行くことはできなかつたことを考慮すべきである。

(2) 処分庁の主張の要旨

次の理由により、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

- ア 処分庁は、請求人の生活保護申請意思を確認した上で、保護開始にあたって必要な調査を実施し、開始決定日までの調査内容に基づいて保護を開始した。仮に、生活保護申請が請求人の意思と無関係のところで進められたとしても、急迫した状況であることが判明したならば、処分庁には、すみやかに、職権をもって保護を開始する責務がある。
- イ 保護開始後に、金融機関からの調査回答により、最低生活維持可能な預貯金が判明した。「預貯金が判明した時点において生活保護を打ち切り」と請求人は主張するが、請求人は、預貯金を引き出すため外出することが困難な状況であり、預貯金を活用し最低生活を維持することが困難な状態であった。さらに、給与収入、扶養義務者からの援助の可否の調査結果からも、最低生活を維持することが困難であることが判明した。そのため、処分庁は、請求人に預貯金があったものの、当面は預貯金の活用が困難であり急迫した状況にあると判断し、保護を継続した。
- ウ 保護を適用する以上は、国民健康保険の被保険者となることはできないため、健保険が終了した以降については、医療費10割分を医療扶助として現物給付した。

- エ 請求人の兄より、定期預金の解約を受けたとの報告を受け、預貯金を現金化することができたことが確認されて、初めて保護の必要性がなくなったため、すみやかに平成 28 年 10 月 1 日を実施年月日として保護の廃止を行った。
- オ よって、処分庁が請求人に対して保護を決定したこと、また、その後の調査で資力があることが判明した後も保護を継続したことに不当な点はない。また、保護の必要性がなくなった時点で速やかに保護を廃止しており、保護の適用期間についても必要最低限の期間であり、不当な点はない。
- カ よって、処分庁が行った法第 63 条に基づく費用返還決定は明らかに不当なものではない。

4 理由

(1) 保護の補足性、程度の原則

法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを見度して最低限度の生活の維持のために活用することを要件として（法第 4 条第 1 項）、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものである（法第 8 条第 1 項）。

したがって、生活に困窮する者に、法第 4 条第 1 項にいう「利用し得る資産」があると認められる場合、当然これを自身の最低限度の生活の維持のために活用することが求められる。

(2) 法第 63 条の費用返還義務について

ア 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（法第 63 条）。

イ 同条の趣旨は、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものである。法による保護は、生活に困窮する者が、あらゆるものを見度して最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるが、急迫の事由がある場合には、その時、その場の情況において必要と認められる保護が行われ、又、場合によっては調査不十分のため資格なきにもかかわらず、資格ありと誤認し保護を行うことがある。このような場合に先に行われた保護は、その当時の情況下においては正当だと認められたものであるから、処分自体はそのまま有効なものとしておき、ただ費用関係だけは相手方に資力もあることから、可能な限度で徴収する必要に応じる規定である。

ウ この保護の実施機関が定める返還額は、資力があるにもかかわらず受けた保護金品に相当する金額の全額とするのが原則であるが、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合に、返還額から控除して差し支えない範囲の額が費用返還通知 1 (1) ①から④及び⑥に列記されて

いる。

（3）本件処分の適法性について

ア 本件処分は、処分庁が、請求人が預貯金を有していたことから、法第 63 条に基づき費用返還金決定処分を行ったものである。

イ 本件処分の適法性について検討するに、平成 28 年 7 月 27 日に、請求人が脳出血で倒れて入院した等の事情について、A 病院からの通報があり（前提事実ウ）、急迫の場合であったことから、同通報の日から保護が開始された（前提事実オ）ものの、その後、請求人が預貯金を有していたことが判明し（前提事実コ）、同年 10 月に同預金が活用可能になったことから、同年 10 月 1 日を実施年月日として保護廃止した（前提事実セ・ソ）ものであり、「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」に該当する。

ウ 法第 63 条による返還決定額について

（ア）請求人の有していた預金額は、合計 11,487,620 円（前提事実コ）であり、必要経費等を除き最低生活の維持に当てられていたはずのものであること（問答集問 13-23）、そして平成 28 年 7 月 27 日から同年 9 月 30 日までに支給済みの保護費は 1,373,084 円（前提事実ト）にとどまるところから、必要経費等について厳密に検討するまでもなく、右同額を「資力があるにもかかわらず受けた保護金品に相当する金額」としたことに誤りはない。

（イ）次に、費用返還通知に基づき費用返還額から控除できる費用について検討するに、同通知 1 (1) ①から④に当たる需要が生じている事実は見受けられない。

また、請求人らは、平成 28 年 10 月 1 日を実施年月日として保護廃止となつてゐるが（前提事実ソ）、本件預貯金額から本件処分による返還額を差し引いても残金が約 1,000 万円以上あり、さらに平成 28 年 10 月以降の請求人世帯の最低生活費（月額）は約 36,000 円と試算できるため、返還額の決定に当たり、費用返還取扱通知 1 (1) ⑥に示されている保護脱却後の自立更生費用の控除について考慮する必要性は乏しい。

（ウ）以上のことから、処分庁は、法及び適法かつ適正と認められる関係通知等に基づき、平成 28 年 7 月 27 日から同年 9 月 30 日までに請求人が「受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額」として、支弁額全額である 1,373,084 円を法第 63 条による返還額と決定したものと認められるから、同決定額に誤りは認められない。

（エ）なお、請求人は、保護開始が請求人の意思に基づくものでない旨及び請求人の預貯金が判明した時点において、生活保護を打ち切り国民健康保険に加入すれば、返還決定額は、本件処分における返還決定額ほど高額にならなかつた旨を主張している。

しかし、上記 4 (2) のとおり、法第 63 条の返還請求の法律上の要件は、「資

(4)

力があるにもかかわらず保護を受けた」ことであり、仮に、処分庁が誤って保護を実施した場合であっても、その保護金品に相当する金額の範囲内において返還を求めることを認める規定であり、請求人が、預金が判明した時点以降も現に保護を受けていた以上、預金が判明した時点以降の保護金品に相当する金額についても返還額に含まれることは当然である。

また、請求人も自認するとおり、平成28年10月19日までは、請求人の預貯金を、「請求人が自力で金融機関に出向き預貯金を解約することは不可能な状態」であり資力を活用できなかったのであるから（前提事実コ～セ）、A病院からの連絡があった日を実施年月日として法による保護を開始し、活用可能となった月の初日から保護廃止とした処分庁の取扱いは、何ら違法・不当なものでない。

オ 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

カ よって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

（4）結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

別紙2

ア 法

(この法律の目的)

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものと、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2・3 【略】

(用語の定義)

第6条 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

2 【略】

3 この法律において「保護金品」とは、保護として給与し、又は貸与される金銭及び物品をいう。

4・5 【略】

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 【略】

(実施機関)

第19条 都道府県知事、市長（中略）は、（中略）この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一・二 【略】

2・3 【略】

4 前3項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

5～7 【略】

(保護の停止及び廃止)

第26条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。（後略）

(診療方針及び診療報酬)

第52条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適當としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(費用返還義務)

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

イ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。別紙1において「次官通知」という。）

第8 収入の認定

3 認定指針

(1)・(2) 【略】

(3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

ア 社会事業団体その他（中略）から被保護者に対して臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの

イ 出産、就職、結婚、葬祭等に際して贈与される金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの

ウ 他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

エ 自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額

オ 災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額

カ 保護の実施機関の指導又は指示により、動産又は不動産を売却して得た金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

キ 死亡を支給事由として臨時的に受ける保険金（中略）のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

ク 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、次に掲げるもの（後略）

(ア)・(イ) 【略】

ケ 心身障害児（者）、老人等社会生活を営むうえで特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち支給対象者一人につき8000円以内の額（月額）

コ 独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第10号に規定する心身障害者扶養共済制度により地方公共団体から支給される年金

- サ 地方公共団体又はその長から国民の祝日たる敬老の日又は子供の日の行事の一環として支給される金銭
シ 現に義務教育を受けている児童が就労して得た収入であって、収入として認定することが適当でないもの
ス 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金
セ 未帰還者に関する特別措置法による弔慰料（後略）
ソ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当のうち 3 万 6550 円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料
タ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により交付される国債の償還金
チ 公害健康被害の補償等に関する法律により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める額
(ア) · (イ) 【略】
(4) · (5) 【略】
- ウ 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成 24 年 7 月 23 日付け社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。別紙 1 において「費用返還通知」という。）
(前略)
- 1 法第 63 条に基づく費用返還の取扱いについて
(1) 返還対象額について
法第 63 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。
ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。（中略）
① 本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盜難等の不可抗力により消失した額であって、警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合。
② 家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護（変更）の申請があれば保護費の支給が認められると保護の実施機関が判断する範囲のものに充てられた額。
(後略)
③ 当該収入が「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知）第 8 の 3 の（3）に該当するものにあっては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）第 8 の 40 の認定基準に基づき、

保護の実施機関が認めた額。(事前に実施機関に相談があったものに限る。ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取り扱って差しつかえない。)

④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。(後略)

⑤ ④にかかわらず、遡及して受給した年金については、(2)により取扱うこと。

⑥ 当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。(中略)

なお、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合(中略)をいう。

そのため、当該収入に対して保護費の返還を求めることと同時に、専ら当該世帯の今後の生活費用全般に充てることを「自立更生」に当たるものとする取扱いは認められないので留意すること。

(2) 【略】

工 生活保護問答集について(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。別紙1において「問答集」という。)

問13-23 法第63条・法第78条と控除

(問) 法第63条及び法第78条の返還対象額を算定するにあたり、収入認定の際に認められる控除について適用することはできるか。

(答)

(1) 法第63条を適用する場合で、保護開始時から資力をしていていた場合
保護の開始時において既に資力を有していた場合は、もしその時点で資力が活用可能な状態にあれば、それは現金化することにより最低生活の維持のために当てられていたものである。したがって、必要経費等を除き実際の受給額全額を返還の対象とすべきであり、収入認定の際に認められる控除等は適用されない。

(後略)

(2)・(3) 【略】

才 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

(被保険者)

第5条 市町村又は特別区(中略)の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。

(適用除外)

第 6 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市町村が行う
国民健康保険の被保険者としない。

一～八 【略】

九 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている世帯（その保護を
停止されている世帯を除く。）に属する者

十・十一 【略】

力 横浜市福祉保健センター長委任規則（平成 13 年横浜市規則第 111 号。別紙 1 において
「委任規則」という。）

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 19 条第 4 項（中略）の規定により、次に
掲げる事務は、福祉保健センター長に委任する。

1 生活保護法に関する事務

(1)～(3) 【略】

(4) 法第 26 条の規定による保護の停止及び廃止に関すること。

(5)～(14)

(15) 法第 63 条の規定による費用の返還に関すること。

(16)～(22) 【略】

